㈡　活動支援団体の創設
指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受ける団体として、活動支援団体（民間公益活動を行う団体又は民間公益活動を行おうとする団体若しくは個人に対し助言又は派遣を行う団体をいう。３の㈡において同じ。）を創設することとした。（第一九条第二項第三号ハ関係）
3　指定活用団体の業務の追加
指定活用団体の業務に、次の業務を追加することとした。（第二一条第一項第一号、第二号及び第四号関係）
㈠　資金分配団体に対し、出資を行うこと。
㈡　活動支援団体に対し、助言又は派遣の実施に必要な資金について助成等を行うこと。
㈢　資金分配団体又は実行団体に対し、助成等に付随する助言又は派遣を行うこと。
4　指定活用団体の事務に要する経費に係る特例の期限の延長
指定活用団体が休眠預金等交付金を人件費その他の事務に要する経費に充てることができる特例について、その期限を五年間延長することとした。（附則第三条関係）
5　施行期日等
㈠　検討
この法律による改正後の民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「新法」という。）の規定については、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（改正法附則第八条関係）
㈡　施行期日
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、１の㈡及び４は、公布の日から施行することとした。

◇個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（政令第二二三号）（個人情報保護委員会）
1　個人情報保護委員会の事務局に置く審議官を二人とすることとした。（第二条関係）
2　個人情報保護委員会の事務局に置く参事官を四人とすることとした。（第四条関係）
3　総務課の所掌事務及び参事官の職務を一部変更することとした。（第五条及び第六条関係）
4　この政令は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第二四号）（金融庁）
1　総合政策局、企画市場局及び監督局並びに総合政策局総合政策課、総合政策局リスク分析総括課、企画市場局総務課、企画市場局市場課及び監督局証券課の所掌事務を変更することとした。（第三条～第五条、第一一条～第一三条、第一五条、第一六条、第二三条関係）
2　その他所要の規定の整備を行うこととした。
3　この政令は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第二二五号）（厚生労働省）
1　職業安定局総務課及び雇用開発企画課の所掌事務を変更することとした。（第七四条及び第八〇条関係）
2　この政令は、令和五年七月四日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第二二六号）（経済産業省）
1　産業技術環境局総務課、研究開発課及び基準認証政策課、商務情報政策局商取引監督課並びに中小企業庁経営支援部経営支援課及び技術・経営革新課の所掌事務を変更することとした。（第五七条等関係）
2　資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部に水素・アンモニア課を設置し、その所掌事務を定めることとした。（第一一八条等関係）
3　資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課の名称及び所掌事務を変更することとした。（第一二一条等関係）
4　資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課及び石油流通課を統合し、その所掌事務を定めることとした。（第一二二条等関係）
5　資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課及び鉱物資源課を統合し、その所掌事務を定めることとした。（第一二三条等関係）
6　資源エネルギー庁資源・燃料部に燃料環境適合利用推進課を設置し、その所掌事務を定めることとした。（第一二四条等関係）
7　この政令は、令和五年七月四日から施行することとした。

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第二七号）（環境省）
1　水・大気環境局に環境管理課、モビリティ環境対策課及び海洋環境課を置くこととした。（第三〇条から第三四条まで関係）
2　水・大気環境局大気環境課、自動車環境対策課及び水環境課を廃止するとともに、その事務を同局環境管理課、モビリティ環境対策課及び海洋環境課に移管することとした。（第三〇条から第三四条まで関係）
3　地球環境局及び同局地球温暖化対策課の事務の一部を水・大気環境局及び同局モビリティ環境対策課に移管することとした。（第五条第六号及び第三三条第三号関係）
4　その他所要の規定の整備を行うこととした。
5　この政令は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第二八号）（防衛省）
1　大臣官房の参事官の定数を五人から七人に改めることとした。（第一〇条の四関係）
2　防衛政策局戦略企画課及び訓練課を廃止し、同局に運用基盤課の新設及び参事官を置き、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第一八条、第二三条、第二五条及び第二五条の二関係）
3　防衛政策局戦略企画課及び訓練課の廃止に伴い、同局防衛政策課、運用政策課及び調査課の所掌事務を改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第一九条、第二〇条～第二二条及び第二四条並びに附則第七項及び第八項関係）
4　整備計画局情報通信課を廃止し、同局にサイバー整備課を新設し、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第一〇条の三、第二六条及び第二八条関係）
5　整備計画局サイバー整備課の新設に伴い、同局防衛計画課の所掌事務を改めることとした。（第二七条関係）
6　防衛装備庁装備政策部装備保全管理課の新設し、同部の所掌事務を改め、装備保全管理課を新設し、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第一〇条の三、第一七三条、第一八七条及び第一九〇条関係）
7　防衛装備庁装備政策部装備保全管理課の新設に伴い、同部装備政策課の所掌事務を改めることとした。（第一八八条関係）
8　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）
9　この政令は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（政令第二二九号）（財務省）
1　国の締結する契約のうち、随意契約によることができる場合として、救済施設が生産する物件の買入れ等の場合を追加することとした。（第一一条関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。